

軽石除去作業

ご協力ありがとうございます

漁港・港湾を町民や関係者ら

漁港・港湾内に大量に漂着した軽石を11月6日～8日にかけて、儀間地区・嘉手苅地区・大田地区・鳥島地区の4箇所を漁業関係者や町民などボランティア総勢300名で軽石の除去作業を行いました。当日は、漁業関係者・建設業者・久米島製糖の重機を提供いただき、漁港・港湾内に漂着した大量の軽石をすべて除去することができました。



久米島製糖（株）

11月19日、儀間漁港海岸に漂着している軽石除去作業を、久米島製糖(株)の社員30名で行いました。儀間漁港海岸は、久米島製糖(株)の工場に隣接していることから久米島製糖(株)から作業の申し出があり、今回の除去作業を実施してもらいました。ありがとうございました。



令和3年度子育て世帯臨時特別給付金について



新型コロナウイルス感染症が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、我が国の子どもたちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、0歳から高校生までの子どもたちに1人あたり10万円相当の給付を行うこととされました。

○対象者（申請不要な方）には【令和3年12月27日】に振込済みです。

○申請が必要な方については、振込予定日を改めてお知らせします。

【対象者】

1. 原則、申請不要な方

- ①令和3年9月分の児童手当（特例給付を除く）を久米島町で受給した方
 - ②高校生等（久米島町で児童手当の対象であった平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれの児童）を養育している人のうち、弟妹分の児童手当を久米島町から受給している方
 - ③令和4年3月31までに生まれた新生児
- ※令和3年12月20日までに児童手当の認定請求をしている受給者の方



2. 原則、申請が必要な方

- ①令和3年9月分の児童手当（本則給付）支給対象となる児童を監護している公務員
- ②9月30日時点で高校生（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童のみを監護している方
- ③令和4年3月31日までに生まれた児童手当（本則給付）の支給対象児童（新生児）

お問合せ 福祉課 ☎985-7124